

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等に基づく本学の方針について（第3版）

※これまでの方針からの主な変更点

- ・「10. 感染の可能性がある場合の対応について」を更新しました。
- ・「13. 「新しい生活様式」の実践について」を追加しました。

令和2年4月7日、政府から新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が大阪府を含む7都道府県に発令されたことを踏まえ、大阪府より本学に対して施設の使用制限等が要請され、5月4日には緊急事態宣言の期限が5月31日まで延長されました。

5月14日に、政府において39県の緊急事態宣言が解除されましたが、大阪府を含む8都道府県については「まだリスクが残っている」ということで緊急事態宣言の継続が決定されました。

同日、大阪府において自粛要請・解除などの対策を段階的に実施するために策定された「大阪モデル」に基づき、本学を含む施設の使用制限が5月16日をもって大阪府が定める標準的対策を遵守することを条件に解除されました。

しかしながら、安全宣言が出されたわけではなく、第2波を防ぐため、決して気を緩めることはできない状況です。つきましては、5月中は各種活動を段階的に再開するための準備期間とし、これまでの対策を継続することとします。6月以降の各種活動の再開については、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に注視しながら、段階的な実施を慎重に検討し、5月25日以降に改めてお知らせいたします。

1. 学生の海外渡航について

学生の海外渡航については、当面の期間、渡航不可とします。また、海外から帰国・入国した場合は、2週間自宅待機してください。

2. 教職員の海外渡航について

教職員の海外渡航については、当面の期間、以下のとおりとします。

- (1) 感染症危険レベル3の国・地域へは「渡航不可」。
- (2) 感染症危険レベル2の国・地域へは「原則として渡航不可」。

やむを得ない事情がある場合は、必ず渡航前に下記3の対応を行う旨の誓約書を各部署まで提出してください。

3. 学生及び教職員の海外からの帰国・入国について

・学生及び教職員が海外から帰国・入国される場合は、以下の対応をお願いします。

- (1) 帰国・入国後、2週間は、発熱や咳等の症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。
- (2) 2週間は入念に体調の観察を行うとともに、不要不急の外出は控え、自宅に滞在してください。

い。

(3) 発熱・咳等の症状が出た場合には、医療機関には直接行かず、大阪府相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

4. 海外からの研究者受入れ・招へい等について

海外からの研究者の受入れ・招へい等については、事態が終息するまでは中止又は延期を要請します。

5. 授業、期末試験等への対応について

令和2年度前期授業期間を5月14日から8月24日までに変更し（医学部医学科、法学研究科法曹養成専攻、都市経営研究科・創造都市研究科は別途定めます。）、原則として、すべての授業（実験・実習のうち一部を除く）を遠隔で実施します。

6. 学生の大学構内への立ち入りについて

学生の大学構内への立ち入りについては、5月31日まで原則禁止とします。なお、卒論、修論、博論に関連する実験等のうち、この期間に中断することで重大な支障が生じるなどの事情がある場合（下記7.に該当するものを含む）は、特別に立ち入りを許可することがありますので、各学部・研究科に問い合わせしてください。その場合も、各研究科において、学生・院生への感染拡大防止策を十分講じた上で、滞在時間を最小限に抑えるとともに、学生の入構・出構等の記録を残してください。また、学生は必ず登校前に検温し、平熱であることを確認してください。

7. 教員等の研究活動について

教員等（研究員、大学院生含む）の研究活動に伴う大学施設内への立ち入りについては、5月31日まで原則禁止とします。ただし、以下の条件のいずれかに当てはまる場合は、感染拡大防止策を十分講じた上での活動を特別に許可します。

(1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験等

(2) 進行中の実験を終了あるいは中断するための活動

(3) 現在進行中の実験等で、急に停止することで支障や危険が伴う実験等

ただし、時間をかけて停止が可能なものは、安全を確保した上で速やかに停止措置を講じてください。

(4) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持、サーバーの維持等のための一時的立ち入り

ただし、滞在時間は必要最小限に留めてください。

(5) 研究遂行に必須な書籍・資料等を学情Cや研究室で閲覧・貸出を受けるための短時間の入構
ただし、真に緊急性の高いものに限りします。

8. 教職員の出勤について

教職員の出勤については、在宅勤務や時差出勤等を徹底し、必要最小限に限定します。

特に、事務職員については、在宅勤務（テレワーク）、ローテーションによる勤務体制を強力

に推進し、5月31日まで50%の出勤を目標に取り組みます。

また、教員は上記7.の対応を行うほか、授業等の準備や部局管理業務等においてもやむを得ない場合を除き在宅勤務を徹底します。

9. 教職員の国内出張の取扱いについて

教職員の国内出張については、5月31日まで原則禁止とします。また、キャンパス間移動などの近距離出張についても同様に原則禁止とします。やむを得ず出張する場合は、出張後2週間は発熱や咳等の症状がないか入念な体調観察を必ず実施してください。

10. 感染の可能性がある場合の対応について

次の症状がある方は、すみやかにかかりつけ医または新型コロナ受診相談センター（大阪府の場合は管轄の保健所）に電話相談のうえその指示に従い、あわせて本学の保健管理センターに電話連絡してください。

- A 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱、嗅覚・味覚障害等の強い症状のいずれかがある場合
- B 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- C 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

（参考）新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

（大阪市保健所）TEL：06-6647-0641 FAX：06-6647-1029

（その他府内の保健所）以下ページの「保健所一覧」をご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

保健管理センター TEL：06-6605-2108

11. 感染症患者と接触した可能性がある場合の対応について

自身や家族等が感染症患者と接触した場合や集団感染が発生した場所へ当該日時に滞在していたなど、少しでも感染症患者等と接触した不安がある場合は所属する学部・研究科へ連絡してください。

12. 大学主催のイベント等について

大学主催のイベント等の開催については、5月31日まで原則中止します。また、学生及び教職員の学外イベントへの参加についても自粛を求めます。

13. 「新しい生活様式」の実践について

学生及び教職員は、これまでに引き続き、「新しい生活様式」を実践し、引き続き、感染防止に

注意を払って生活してください。

○体調管理と感染予防

- ・毎日の検温（37℃以上の場合は外出せず療養する。）
- ・こまめな手洗い・手指消毒・うがい（のど消毒スプレー・水分補給でも可）
- ・マスクの着用
- ・こまめな部屋の換気
- ・人との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・公共交通機関の利用を控える。

利用する場合は、必ずマスクを着用し、手で顔を触らないようにし、利用後の手洗い・手指消毒・うがいを徹底する。

- ・買い物などではキャッシュレス決済を利用する。
- ・旅行や帰省など、都道府県境をまたぐ不要不急の移動を自粛する。

○3つの密（密閉・密集・密接）の回避

- ・友人や同僚等との飲食、宴会等の自粛
- ・カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りを自粛する。
- ・映画館など密閉された施設への立ち入りを自粛する。

○「大阪コロナ追跡システム」の利用

- ・不特定多数の人が集まる施設等を利用する場合は、大阪府が提供する「大阪コロナ追跡システム」によりメールアドレスを登録する。

14. 教職員への感染拡大防止策について

- (1) 10. に該当する症状がある教職員は、原則自宅待機とする。
- (2) 公共交通機関を利用することによる感染を防止するために、時差出勤や在宅勤務を積極的に推奨するとともに、自家用車による通勤を認める。
- (3) 各種会議の開催については、必要性や出席者の見直しを行い、不要不急であるものについては中止するとともに、可能な範囲でメールや電話、TV 会議などを活用する。

15. その他

- ・中国の方などに対する誹謗中傷や根拠のないデマが SNS 等で広がっていると報道されています。本学には中国や韓国からの留学生も多く、学生・教職員の皆さまには、感染者や外国人、医療関係者等への人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いいたします。また、学内で仮にそのような事象等が見受けられた場合には、所属する学部・研究科にご連絡いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ先

- ・学生の方… 所属する学部・研究科 <https://www.osaka-cu.ac.jp/ja/contact>
(留学生の方) 国際センター TEL : 06-6605-3454
- ・教職員の方 … 所属する学部・研究科・課等

- ・新型コロナウイルス感染症についての健康相談窓口

… 大阪府相談窓口 TEL : 06-6944-8197 【専用回線】

FAX : 06-6944-7579

●参考情報

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・在中国日本大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- ・国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

- ・大阪府庁ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

新型コロナウイルス等から 身を守りましょう！

くしゃみや咳などで拡散したウイルスはドアノブや電車のつり革、パソコンなど、いろんな場所に付着しています。

多くの感染症は不特定多数の人が触った場所に手が触れることで、手を媒介して目、鼻、口などの粘膜から体内に侵入すると言われています。

手に付いたウイルスを手洗いで洗い流すことは感染予防に効果があります。

さあ、みんなで^て手をあらおう!!



37.5 度以上の発熱とせき・たんの症状がある場合は、保健管理センターに連絡してください。

上記症状がある人は、他の人にうつさないためにも必ずマスクを着用しましょう。

保健管理センター
06-6605-2108

新型コロナウイルス等を周りの人にうつさないために・・・

せき、くしゃみが出るときは、
マスクの着用をお願いします。



鼻の形にワイヤーを
折り曲げましょう。



鼻から、あごまで、
伸ばしましょう。

手で頻繁に触る
携帯電話にも、ウイルスが
付いているかも知れません。
メーカーの指示に従って
清潔にしましょう。



手で押さえるのは
やめましょう。
飛び散るウイルスも
多いと思われます。



イメージです

手にウイルスが
いっぱいつきます。



ティッシュで
押さえたなら、
できれば
蓋つきのゴミ箱に
捨てましょう。



マスクや、ティッシュがなければ
手のひらではなく、
ひじの内側で、押さえましょう。



手では、ドアのノブやその他
さまざまな所を触りますが
ひじでは、あまり触りません。